別記様式第48号（第103条関係）

営　業　の　方　法

営業所の名称

営業所の所在地

営　業　時　間	午前 午後	時　分から　午前 午後　時　分まで
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する　②しない	
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）	
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する　②しない	
	①の場合：保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法	
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する　②しない	
	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法	
酒　類　の　提　供	提供する酒類の種類及び提供の方法	
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法	
客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊　興　の　内　容	
	時　間　帯	午前 午後　時　分から　午前 午後　時　分まで
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する　②しない	
	①の場合：当該兼業する営業の内容	